

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>私共は印章業を営む者の団体です。今回、新政権に成り俄に官公庁の押印廃止が政府の一丁目一番地であるとの言があり驚愕しております。関連する国民に説明もなく唐突に進めており何がどれだけ良く成るか、試算は出来ているのか、今の仕組みを壊して現在の安心は担保出来るのか、影響は考えているのか等目的と効果を議論して進めるのが当然なのに一方的な宣告のみでは納得致し難く現状を皆様にお知らせ申し上げる次第です。</p> <p>押印は日本の信証の基礎を荷い、軽々に決定せず熟慮し納得してから押印する事がある意味道徳観を備えた日本の常識良識となっています。押印は欧米のサインと同じ働きですが、日本では記名押印、署名押印と言う二重チェックでその正当性を担保しています。為に日本の信証は正確に実施され欧米の様な訴訟社会とは一線を画し安泰な社会を造っています。はんこを押す事が責任を持つ意思の表明である事は日本人全員の常識となっています。「名前を書いて押印して下さい」と言われれば誰でも慎重に成るのが自然です。契約や承認は早ければ良いだけでは決してありません。後年にも確認がし易く自分の責任を負う覚悟が視覚的に判るのがはんこの優れた点です。コロナ禍の初頭テレワークが叫ばれIT業界が我欲の為総出演で「押印の為出社しなくては成らない」「押印だけの為30分出社した」等全く荒唐無稽な論でワイドショーやニュースに取り上げさせ、とうとう世論を捏造して終いました。政治家もマスコミも経済界も何も検証せず鵜呑みにし、押印悪玉論に洗脳され今日に至って終いました。はんこはサインより余程テレワークに向いており、優位点のひとつが「代理決裁」が出来る事です。テレワークで出社出来ない社員がいれば、委託された代人が押印出来るのは自明で有り、テレワーク阻害論が誤りである事を証明しています。</p> <p>私共もデジタル化は時代の要請と思い反対は致しません。唯、はんこが今も果たしている確認、責任の国民的理解を壊さず伝統的に日本人が作り上げた信証の正確さは維持した上でオンライン等進めて頂き度思います。その為にはデジタル化は進めても高齢者や不得手な方にも今の紙申請を残す事は必要であり、紙申請の現在は安寧である事から此を継続して欲しいし継続すべきであると思います。信証の変革は現在の仕組みにデジタルを組み合わせ、共存しながら正確さを第一とした日本式を続けて頂きたい。</p> <p>特に法務省が簡略化を検討している「婚姻届、離婚届」の押印不要に至っては何を狙って結婚・離婚を簡単迅速にしたいのか一向に解せません。多くの方には人生最大の節目でありこれが人生を決めるといっても過言ではない重要な契約です。二人で成す人生最大のセレモニーで堂々と手間を掛けて成すべき事柄です。欲を言えば婚姻届けの提出時には役所で入籍のセレモニーをしたい位です。官公庁においては総ての押印を一括処断などという蛮行によるのではなく、事例毎に吟味すべきと考えます。</p> <p>はんこを押すという行為で自らの責任を永く維持する事による国民の伝統慣習は日本でのみ出来得る、日本人だから出来た認証の最高傑作です。是非途絶えさせないで下さい。ご理解頂きたい要点はデジタル化出来る物は進め、紙での申請は今安定して推移している押印を利用して頂きたい事です。</p> <p>先人が築いてくれた伝統が今の日本を形作っており、その為の手法、技術、職人は一度つぶしてしまえば再構築は不可能です。合理的だからという理由で、合理のみを追求し続ければお祭りも歌舞伎も果ては日本語も畏くも天皇陛下でさえも不要となって終います。デジタル化と現在の紙の押印を併存して現在の信証の安定を維持しつつ、キチンとしたセキュリティの完璧なデジタル化を推進すべきです。永い時間を掛けて造って来た伝統は改良するのでも永い時間を掛けるべきです。お読みいただきありがとうございます。</p>	<p>本改正は、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、必要な措置を講じることとされていることを踏まえて行うもので、マイナンバーカードは、主に交付の際に対面で厳格な本人確認を行うことから、申請時点における押印を不要としたものです。</p>	無
2	<p>交付申請書の様式のみ変更となる内容だが、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等において当該交付規定を準用しているような手続全般についても適用されるべき。</p> <p>ただ、本改正内容は地方自治体における事務に大変影響を与えるものとなっているにもかかわらず施行予定までの期間が大変短い。本来、パブリックコメントに事務処理要領案も併せて示すべきではないのか。</p> <p>関連地方自治体等へ法施行前に早急に事務処理要領案を提示すべき。</p>	<p>本省令の改正を踏まえ、事務処理要領についても速やかに改正し、地方公共団体に対して通知する予定です。</p>	無
3	<p>押印(印章を生じさせる。)又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。(なお、記名の場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。)</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p> <p>(でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。)</p> <p>(なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、一箇所ですべて行うようにする事等は可と考える。)</p> <p>国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的(押印や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の効果がある)である。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするものとなるのである。)になされるようにされた。</p>	<p>本改正は、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、必要な措置を講じることとされていることを踏まえて行うもので、マイナンバーカードは、主に交付の際に対面で厳格な本人確認を行うことから、申請時点における押印を不要としたものです。</p>	無

その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ございました。